

採用試験に
関する

よくある質問(FAQ)

令和 7 年 4 月 1 日現在

名古屋市人事委員会事務局任用課



名古屋市は
SDGs 未来都市



よくある質問(FAQ)

目次

(質問内容)	(質問番号)	(ページ)
1 職種について(正規職員・会計年度任用職員等)	→ Q 1 - 1 ~ Q1-7	・・・ 3～
2 試験日程、採用予定人員について	→ Q 2 - 1 ~ Q2-9	・・・ 6～
3 併願について	→ Q 3 - 1 ~ Q3-6	・・・ 8～
4 試験問題などについて	→ Q 4 - 1 ~ Q4-4	・・・ 10～
5 ガイダンス・インターンシップ等について	→ Q 5 - 1 ~ Q5-8	・・・ 11～
6 障害者手帳をお持ちの方について	→ Q 6 - 1 ~ Q6-4	・・・ 13～
7 受験資格、試験区分などについて	→ Q 7 - 1 ~ Q7-13	・・・ 14～
8 職務経験者採用試験の受験資格等について	→ Q 8 - 1 ~ Q8-15	・・・ 19～
9 申込手順、申込内容の訂正について	→ Q 9 - 1 ~ Q9-8	・・・ 24～
10 電子申請サービスの利用について	→ Q10-1 ~ Q10-13	・・・ 27～
11 試験当日について	→ Q11-1 ~ Q11-10	・・・ 31～
12 結果発表、試験成績の閲覧について	→ Q12-1 ~ Q12-5	・・・ 33～
13 合格者について(採用、辞退など)	→ Q13-1 ~ Q13-6	・・・ 35～
14 採用後について(配属先、勤務地など)	→ Q14-1 ~ Q14-10	・・・ 37～

※用語解説

「日程表」・・・名古屋市人事委員会において実施する1年間の採用試験等のスケジュールについてご案内するものです。

「試験案内」・・・各採用試験等の採用予定人員や試験科目等についてご案内するものです。

「任命権者」・・・採用、昇任などの職員の任用を行う権限を持つ者のことです。

1 職種について(正規職員・会計年度任用職員等)

Q1-1. 名古屋市の職員として働きたいのですが。

A1-1. 職種により、採用担当部署が異なります。

希望する職種の採用試験をどの部署が所管しているか確認してください。

※Q1-2からQ1-7までをご参照ください。

Q1-2. 人事委員会が実施している試験以外の職種について教えてください。

A1-2. 代表的なものは次のとおりです。

下記の職種に関することについては、各担当課へ直接お問い合わせください。

職 種	担 当 課	電話番号
教員・養護教員 (小・中・特別支援学校、高校、幼稚園)	教育委員会事務局人事部教職員研修・採用課	052-683-6410
学芸員	教育委員会事務局人事部人事課	052-972-3208
学校用務員、給食調理員	教育委員会事務局人事部教職員課	052-972-3238
保健師	健康福祉局職員課	052-972-2505
市バス運転士、地下鉄駅務員、交通局技術員	交通局営業本部総務部人事課	052-972-3823
緑政土木局業務技師(動物飼育・ポンプ操作)	緑政土木局総務課	052-972-2804
環境局技士(ごみ収集・し尿収集)	環境局職員課	052-972-2364

※その他の職種については随時募集を行うことがありますので、市公式ウェブサイトの「職員採用情報」のページをご覧ください。

Q1-3. 保育園で保育士として働きたいのですが。

A1-3. 免許資格職採用試験又は職務経験者採用選考を受験する必要があります。

市立保育園で保育士として勤務するには、保育職として採用される必要があります。保育職は免許資格職又は職務経験者採用選考において募集を行います。

※試験の実施については、Q2-2をご参照ください。

Q1-4. 図書館で司書として働きたいのですが。

A1-4. 免許資格職を受験する必要があります。

市立図書館で司書として勤務するには、司書職として採用される必要があります。司書職は免許資格職において募集を行います。

※試験の実施については、Q2-2をご参照ください。

Q1-5. アルバイトの募集はありますか？

A1-5. 正規職員でないものとして、臨時的任用職員や会計年度任用職員があります。

臨時的任用職員や会計年度任用職員の採用は、必要が生じたときに各担当部署で行っていますので、市公式ウェブサイトや広報なごやをご覧くださいほか、ハローワークに情報提供する場合がありますので、お問い合わせください。

Q1-6. 採用試験職種以外の採用情報はどうやって知ることができますか？

A1-6. 市公式ウェブサイトをご覧ください。

市公式ウェブサイトの「職員採用情報」には、人事委員会が行う職員採用試験の他にも様々な職種、勤務形態の採用情報が掲載されていますので、随時ご覧ください。

※人事委員会以外が実施する採用情報について

【職員採用情報のページへ】⇒



※人事委員会が実施する採用試験について

【職員採用案内のページへ】⇒



Q1-7. 国や都道府県や他の市町村と名古屋市の違いがありますか？

A1-7. 共通点もあればそれぞれの特徴もあります。

官公庁で働く公務員は、国家公務員と地方公務員の 2 種類に大きく分けることができます。国家公務員は、国として一元的に定める業務などに従事しており、主に所属する省庁の担当する業務に専門的に取り組むことになります。一方、地方公務員は、地域の生活を支える業務などに従事しており、様々な分野の業務に横断的に取り組むことが多くなります。

地方公務員は更に、都道府県庁と市役所・町村役場の 2 種類に分けられます。都道府県庁は、広域にわたるものや市町村間の連絡調整、規模的に市町村には不適當な事業などを処理しています。一方、市役所等は、住民密着サービスを中心とした、都道府県庁の事務を除く全部を担っています。

その中でも、名古屋市をはじめとする政令指定都市は、社会福祉やまちづくりなど、県のもつ権限を一部委譲されており、児童福祉や都市計画なども行っています。

上記以外にもそれぞれの特徴がありますので、ご自分で国、都道府県、市町村のウェブサイトをご覧になってみてください。

2 試験日程、採用予定人員について

Q2-1. 採用試験は1年に何回ありますか？

A2-1. 人事委員会が実施するものは6種類あり、それぞれ1年に1回ずつ実施しています。

名古屋市人事委員会では、第1類採用試験、第2類採用試験、免許資格職採用試験、職務経験者採用選考、行政実務経験者採用選考、障害者を対象とした採用選考を実施しています。

なお、第1類採用試験は4月、6月及び9月に実施しますが、それぞれ実施する試験区分は異なります。

Q2-2. 採用試験は毎年実施しますか？

A2-2. それぞれの職種について、試験案内で発表するまでお待ちください。

退職者の状況などにより、年度によっては採用試験を実施しない試験区分もありますので、受験する年度の試験案内で確認してください。また、公表後の事業計画等により、試験案内に記載されている採用予定人員についても変動する場合があります。

Q2-3. 試験案内はどこで手に入りますか？

A2-3. 市公式ウェブサイトからダウンロードしてください。

名古屋市では、地球環境への配慮のため、印刷物を削減していますので、環境保護の取り組みに是非ご協力ください。各種案内は、公表日に市公式ウェブサイトに掲載されますので、各自、必要な部分をダウンロードしてください。詳細は市公式ウェブサイトより「試験案内等の入手方法」をご覧ください。

なお、採用試験の申込はインターネットで行ってください。

Q2-4. 令和X年4月から働くには、いつ行われる試験を受ければいいですか？

A2-4. 前年度（(X-1)年）に行われる試験を受験してください。

採用候補者名簿の有効期間延長（Q13-6 をご覧ください。）や職種などにより異なる場合がありますが、たとえば、令和8年4月に就職したい方は令和7年度に行われる試験を受験することになります。

Q2-5. 試験の日程はいつ発表されますか？

A2-5. 例年 12 月頃までに日程表を発表します。

各試験の日程や申込期間などは、市公式ウェブサイトにて例年 12 月頃までに発表しています。

Q2-6. 採用予定人員はいつ発表されますか？

A2-6. 各試験の試験案内で発表します。

採用予定人員や受験資格の詳細等は、各試験の試験案内で発表します。
※試験案内の発表日は、日程表に記載します。

Q2-7. 過去の採用試験の受験者数・合格者数などの実施状況を教えてください。

A2-7. 市公式ウェブサイトで公開しています。

市公式ウェブサイト上に、過去の試験実施結果を掲載しています。

Q2-8. 個別面接等、試験の日程は変更できますか？

A2-8. 試験日程は変更できません。

試験日程の変更は、どなたに対しても行うことができませんので、こちらが指定した日時に会場に来られない場合は欠席となります。また、試験終了時刻につきましても、出席状況や進行状況等で変動するため、当日まで分かりませんので、あしからずご了承ください。

Q2-9. 第2次試験の日時を事前に知りたいのですが。

A2-9. 第2次試験の日程は、第1次試験合格者に文書で通知します。

第2次試験の日程等詳細については、第1次試験合格者に文書で通知します。お電話等による日程のお問合せにはお答えしかねます。

3 併願について

Q3-1. 「消防」と「学校事務」の両方に申し込みたいのですが。

A3-1. 同一日に行われる採用試験において、申込できる試験区分は1人につき1つに限ります。

また、申込期間終了後は申込の取消や試験区分の変更はできません。各自、申込内容をよく確認のうえ、自己の責任においてお申し込みください。

Q3-2. 第1類採用試験と同日に実施される免許資格職採用試験は、両方に申込できますか？

A3-2. 同一日に行われる採用試験において、申込できる試験区分は1人につき1つに限ります。

また、申込期間終了後は申込の取消や試験区分の変更はできません。各自、申込内容をよく確認のうえ、自己の責任においてお申し込みください。

Q3-3. 春実施試験第1類採用試験と日程が異なる夏実施試験第1類・免許資格職採用試験は、両方に申込できますか？

A3-3. 受験資格を満たしていれば申込可能です。

日程の異なる試験の併願は可能ですが、複数合格した場合、採用の前にいずれかを選んでいただきます。

Q3-4. 障害者を対象とした採用選考を受験する予定ですが、その他の名古屋市職員採用試験も受験できますか？

A3-4. それぞれの試験について受験資格があれば、日程の重ならない採用試験を受験することは可能です。どの採用試験と重複するかは、毎年度の日程表・試験案内をご確認ください。

※人事委員会の実施する試験以外の職種を受験される場合については、各担当課へお問い合わせください。

(「1 職種について(正規職員・会計年度任用職員等)」のQ1-1からQ1-7参照)

Q3-5. 民間企業や他の公務員試験と併願することはできますか？

A3-5. 併願は可能ですが、面接等の日程が併願先と重なった場合、試験日程の変更はできません。

試験日の重なっていない他の試験を受験することは可能ですが、複数合格した場合、最終的にはいずれかを選んでいただきます。

※名古屋市職員以外の採用試験については、各試験実施団体へお問い合わせください。

○国家公務員について⇒人事院の各地方事務局

○他の自治体職員について⇒各自治体の採用担当

Q3-6. 春実施試験第1類[26歳から39歳]採用試験と秋実施試験第1類[26歳から39歳]採用試験は両方受験することはできますか。

A3-6. どちらかのみ受験することができます。

同一年度のうち、受験できるのはどちらかのみとなります。なお、ここでの「受験」とは、第1次試験に出席した人を指します。

4 試験問題などについて

Q4-1. 過去の試験問題は入手できますか？

A4-1. 過去の試験問題については、一部のみ公表しています。

教養試験・専門試験については、公開の対象となっておりませんので、市公式ウェブサイト上に掲載されている例題と解答を、問題の程度・形式の参考にしてください。

また、論・作文試験及びプレゼンテーション面接の課題については、過去に実際に出題したものを掲載しています。

Q4-2. 論・作文試験は字数に制限がありますか？

A4-2. 字数制限はありません。

字数の制限は特に設けていませんが、論・作文用紙1枚(両面)におさまる範囲内で記入していただきます。

Q4-3. 1問あたりの点数など採用試験の配点を知りたいのですが。

A4-3. 試験案内に記載してある事項以外のことはお答えできません。

各採用試験の試験案内には、第1次試験の配点及び問題数を記載していますので参考にしてください。その他、試験案内に記載している事項以外のことはお答えしかねますので、あしからずご了承ください。

Q4-4. 参考書などは、どのようなものを選べばよいですか？

A4-4. 人事委員会として、勉強方法のアドバイスをすることはできません。

市販の参考書や、いわゆる受験予備校等について、人事委員会は一切関知しておりません。また、試験対策・勉強方法については、試験実施機関である立場上お答えしかねますので、あしからずご了承ください。

5 ガイダンス・インターンシップ等について

Q5-1. 採用試験に関するガイダンスなどがありますか？

A5-1. 業務内容についてのガイダンスを実施しております。

詳細については、市公式ウェブサイトに掲載するほか、名古屋市人事委員会公式X(旧: Twitter)や広報なごやに掲載してお知らせする予定です。また、参考までに、過去の実施概要を市公式ウェブサイト内で紹介しています。

Q5-2. ガイダンスに参加したいのですが、事前に予約が必要ですか？

A5-2. ガイダンスは事前申込が必要です。

人事委員会が実施しているガイダンスにつきましては、電子申請サービスを利用した事前申込が必要です。申込人数が多い場合は抽選となります。

Q5-3. ガイダンスには、どのような服装で参加すればよいですか？

A5-3. 普段着でお越しください。

会場の空調が万全でない場合もありますので、温度調節のしやすい服装でお越しください。また、服装を含め、ガイダンスに参加された方について、何らかの評価の対象とすることは一切ありません。

Q5-4. ガイダンスはどのような内容ですか？

A5-4. 市役所の主な業務について説明します。

主に、名古屋市職員の業務について紹介するものです。入庁後の職務について、少しでも具体的なイメージをつかんでいただき、本市職員として働く意思を明確にさせていただくために実施しています。個別の質問対応もできますが、時間の制約があるため、各自質問のポイントを絞り込み、個人で調べられることについても事前に整理したうえ、ご質問ください。

Q5-5. 受験希望者の代理としてガイダンスに出席することはできますか？

A5-5. 代理として出席することはできません。

ガイダンスには申込をした本人のみが参加することができます。
ご家族やご友人の方等が代理として出席することはできません。

Q5-6. ガイダンスに参加すると、受験に有利になりますか？

A5-6. ガイダンスへの参加状況は、合否に一切関係しません。

採用試験は、受験申込を正しく行った方に対し平等に実施し、合否は試験の結果のみに基づいて判定します。したがって、ガイダンスへの参加・不参加が受験に影響することは一切ありません。

Q5-7. 同日に複数回ガイダンスがある場合、内容は違いますか？

A5-7. 年度によってガイダンスの内容は異なります。

詳細は、名古屋市役所業務ガイダンスのページをご確認ください。

Q5-8. インターンシップ等がありますか？

A5-8. 例年、インターンシップ等の受入れを行っています。

総務局人事課では、例年、インターンシップ等の受入れを行っています。インターンシップ等に関する情報は、市公式ウェブサイト等で周知しますので、ご確認ください。

6 障害者手帳をお持ちの方について

Q6-1. 障害者を対象とした採用試験はありますか？

A6-1. 障害者を対象とした採用選考を実施しています。

人事委員会では、10 月に障害者を対象とした採用選考を実施しています。

身体障害者手帳の交付を受けている等、一定の受験資格を満たす方は受験していただくことが可能です。

Q6-2. 障害がありますが、試験の受験にあたり配慮はしてもらえますか？

A6-2. 状況に応じ可能な限り対応しますので、事前にご相談ください。

試験当日に車椅子を使用するなど、受験に関して配慮が必要な方は、申込の際に必ず希望する配慮事項について必要事項を記入してください（記入する欄については当該試験の電子申請フォーム等を確認してください。）。

Q6-3. 試験会場に補装具（補聴器等）の持込はできますか？

A6-3. 事前に申請していただければ、可能です。

身体に障害等があり、必要な補装具等を試験当日に使用するなど、受験に関して配慮が必要な方は、申込の際に必ず希望する配慮事項について必要事項を記入してください（記入する欄については当該試験の電子申請フォーム等を確認してください。）。

Q6-4. 試験会場へは自家用車で行ってもよいですか？

A6-4. できる限り公共交通機関でお越しください。

試験会場への来場は、できる限り公共交通機関を利用してください。なお、自家用車等での来場の際は各自で駐車場を用意してください。

7 受験資格、試験区分などについて

Q7-1. 外国籍ですが、受験できますか？

A7-1. 受験できます(消防職を除く。)

消防以外の試験区分については、日本国籍を有しない方も受験できますが、採用後従事できる職務に制限があります(※)。

また、採用日において、法令により永住が認められていない方は採用されません。

なお、試験の方法、問題はすべて日本国籍の人と同一になります。

※採用後の配置等については次のとおりです。

日本国籍を有しない方の採用後の配置、異動、昇任などは、「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」に携わる公務員となるためには日本国籍が必要であるという「公務員に関する基本原則」を踏まえ、次の①及び②に該当しない範囲で行われます。その基準は、本市の「日本国籍を有しない職員の任用上の取扱いに関する規程」等に定められています。

①公権力の行使に該当する職務

(例) 税等の賦課・徴収、生活保護の決定、都市計画決定、土地収用、立入検査、道路等に関する許可・制限、建築行為の許可、違反建築物の除去・使用禁止命令、食品衛生監視、環境衛生監視、公害発生施設への改善・停止命令、消防業務全般 など

②公の意思の形成への参画に携わる職(代決権を有する、原則としてラインの課長級以上の職が該当します。)

Q7-2. 最終学歴が高卒なのですが、年齢は第1類採用試験の年齢要件に該当します。第2類採用試験は受験できますか？

A7-2. 第2類採用試験の受験資格はありません。

年齢によって、受けられる試験が異なります。学歴は受験資格の要件ではありませんので、大学を卒業していない方でも、年齢要件等の受験資格を満たしていれば第1類採用試験を受験することになります。

なお、試験区分によっては、年齢要件のほか、免許等の資格が必要となります(Q7-5参照)。

Q7-3. 名古屋市(愛知県)に住んでいませんが、受験や合否に影響がありますか？

A7-3. 一切ありません。

採用試験には、出身地・年齢・性別・学歴・職歴などによる有利・不利は一切ありません。受験資格を満たしていれば、すべての人に平等です。

Q7-4. 年齢、性別、学歴により、受験や合否に影響がありますか？

A7-4. 一切ありません。

採用試験には、出身地・年齢・性別・学歴・職歴などによる有利・不利は一切ありません。受験資格を満たしていれば、すべての人に平等です。

Q7-5. 受験にあたって、何か必要な資格はありますか？

A7-5. 各試験において、それぞれ受験資格を定めています。

例えば、免許資格職採用試験において実施する試験区分では、年齢等の基本的な受験資格のほか、下表のとおり免許等の資格が必要となります。

試験区分	受験資格
衛生	食品衛生監視員の任用資格を有する方、 又は受験する試験のある年度末までに有する見込の方
獣医	獣医師の免許を有する方、 又は受験する試験のある年度末までに有する見込の方
保育Ⅰ・保育Ⅱ	保育士の資格を有する方、 又は受験する試験のある年度末までに有する見込の方
管理栄養	管理栄養士の免許を有する方、 又は受験する年度に行われる試験により同免許を取得見込の方
司書	司書の資格を有する方、 又は受験する試験のある年度末までに有する見込の方

※各試験において、受験にあたっての必要な資格を定めていますので、必ず試験案内でご確認ください。

Q7-6. 「建築」を受験するには建築士の免許が必要ですか？

A7-6. 第1類採用試験及び第2類採用試験においては、特に必要ありません。

ただし、職務経験者採用選考においては、特定の受験資格を必要とする場合がありますので、必ず試験案内でご確認ください。

Q7-7. 食品衛生監視員の任用資格とはどのようなものですか？

A7-7. 食品衛生監視員の任用資格は、次のいずれかの資格要件を満たすことが必要です。
なお、必要に応じて書類を提出していただくことがあります。

- ① 都道府県知事の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設において、所定の課程を修了した方
 - ② 医師、歯科医師、薬剤師、又は獣医師
 - ③ 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学又は農芸化学の課程を修めて卒業した方
 - ④ 栄養士で2年以上食品衛生行政に関する事務に従事した経験を有する方
- ※薬学については、四年生課程を修めて卒業した方を含みます。
※畜産学、水産学、農芸化学の課程を修めて卒業した方については、厚生労働省の通達にある所定の科目を履修した人に限ります。（下の別表参照）
※大学での履修状況によっては、資格が取得できないこともありますので、十分確認をしてください。

＜別表＞平成16年2月27日付食安発第0227003号「食品衛生管理者及び食品衛生監視員に係る資格要件の取扱いについて」

課程	畜産学	水産学	農芸化学
所定の科目	(1)家畜育種学 (2)家畜品種論 (3)家畜繁殖学 (4)家畜栄養学 (5)飼料学 (6)家畜管理学 (7)家畜解剖学又は組織学 (8)家畜生理学又は生化学 (9)畜産物利用学 (10)草地利用学 (11)家畜衛生学 (12)畜産学汎論 (13)畜産経営論	(1)水産資源学 (2)漁業学 (3)水産増殖学 (4)水産物利用学 (5)水産生物学 (6)水族環境学 (7)水産生物化学	(1)土壌学 (2)植物栄養学 (3)生物化学 (4)応用微生物学 (5)栄養科学 (6)食品化学 (7)農産物利用学 (8)畜産物利用学、水産物利用学、又は林産物利用学 (9)農薬化学 (10)生物有機化学
必要取得科目数	上記の 13 科目(相当する科目を含む。)のうち、11 科目以上	上記の 7 科目(相当する科目を含む。)のうち、6 科目以上	上記の 10 科目(相当する科目を含む。)のうち、8 科目以上

※所定の科目(相当する科目を含む。)の履修状況は大学等にお問い合わせください。

Q7-8. 試験には合格しましたが、その後、受験資格として必要な免許等の資格が取得できないことが判明しました。この場合、採用されますか？

A7-8. 試験案内に記載された免許等の資格が取得できない場合は採用されません。

合格者であっても、試験案内に記載された免許等の資格が取得できないことが判明した場合は採用されません。

Q7-9. 試験には合格しましたが、その後、単位不足により大学が卒業できないことが判明しました。この場合、採用されますか？

A7-9. 試験案内に記載された受験資格を満たしていれば、卒業の可否は関係ありません。

Q7-10. 第1類採用試験の「行政」「情報」「社会福祉」「心理」といった事務における試験区分の違いで、配属先等に差はありますか？

A7-10. 「情報」「社会福祉」「心理」以外は、配属先に違いはありません。

原則として、上記の試験区分の違いによって配属先等が特定されることはありません。ただし、「情報」で合格し採用された方は、情報システムの所管課におけるICTを活用した施策の企画・業務改革の推進などに従事します。また、「社会福祉」で合格し採用された方は、区役所、児童福祉施設・児童相談所、保護施設等における相談・指導（夜間業務を含みます。）、生活保護、精神保健福祉などに従事します。加えて、「心理」で合格し採用された方は、児童相談所等における心理判定、心理治療、相談・指導（夜間業務を含む）などに従事します。

Q7-11. 福祉に関する専門職の採用はありますか？

A7-11. 試験区分「社会福祉」「心理」があります。

第1類採用試験においては、「社会福祉」は特に免許等は必要ありませんが、「心理」は資格要件があります。

また、職務経験者採用選考においては、特定の免許資格等を必要とする場合 がありますので、必ず試験案内でご確認ください。

※人事委員会以外の関係各局が、必要に応じ専門職の募集をする場合があります。募集については、随時、市公式ウェブサイト・広報なごや等に掲載されますのでご覧ください。

Q7-12. 国際交流に関わる仕事がしたいのですが。

A7-12. 国際交流に限定した採用は行っていません。

国際交流に携わる部署には、主に事務で採用された職員が配属されます。事務の採用と異動については名古屋市職員採用ナビの「職員の仕事」及び「待遇・制度」のページをご覧ください。

Q7-13. 情報処理関係の知識を活かせる職種はありますか？

A7-13. 第1類採用試験において、試験区分「情報」があります。

なお、第1類[大学卒業程度・26歳から39歳]採用試験については基本情報技術者試験などに合格していることが資格要件となります。

本市のデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進を図るため、情報システムの所管課等におけるICTを活用した施策の企画・業務改革の推進などに従事します。

※試験区分「電気」は、現在のところ、公共施設の電気設備工事に関する設計・施工管理、地下鉄車両の点検・整備等に従事することを想定した技術職です。

8 職務経験者採用選考の受験資格等について

Q8-1. 職務経験者採用選考の職務経験とはどのようなものですか？

A8-1. 会社員、自営業者、公務員等として、同一の事業所に週あたり30時間以上の勤務を1年(12か月)以上継続して就業していた期間のことをいいます。

いずれの試験区分においても、会社員、派遣社員、自営業者、アルバイト、パートタイマー、公務員等としての経験が該当します。また、一般社団(財団)法人、公益社団(財団)法人、NPO法人等の経験も含まれます。

なお、下表の試験区分については、対応する職務経験に限ります。

試験区分	職務経験
土木	設計・施工管理又は保守・維持管理に関する職務経験 ただし、一定期間の設計・施工管理に関する職務経験が必要
建築	設計・施工管理又は保守・維持管理に関する職務経験 ただし、一定期間の設計・施工管理に関する職務経験が必要
機械	設計・施工管理又は保守・維持管理に関する職務経験
電気	設計・施工管理又は保守・維持管理に関する職務経験
保育Ⅰ・Ⅱ	保育所等における保育士としての職務経験 (保育所等の定義は、試験案内をご確認ください。)

※必要な職務経験の期間等詳細については、必ず試験案内でご確認ください。

Q8-2. 週の勤務日数が3日や4日の場合がありますが、職務経験に該当しますか？

A8-2. 一定の条件を満たせば該当します。

同一の事業所に週当たり30時間以上の勤務を一定期間継続して就業していれば、職務経験に該当します。

※必要な職務経験の期間等詳細については、必ず試験案内でご確認ください。

Q8-3. 勤務月数の計算方法がよくわかりません。

A8-3. 勤務を開始・終了した日が月途中の場合、その月は1か月の就業期間とみなします。

ただし、職務経験期間に通算できるのは一つの職務経験期間が1年以上継続している勤務に限ります。

※必要な職務経験の期間等詳細については、必ず試験案内でご確認ください。

Q8-4. 契約社員や派遣社員の職務経験期間は通算できますか？

A8-4. 通算できます。

契約先や派遣先として同一の事業所に週当たり 30 時間以上の勤務を一定期間継続して就業していれば、職務経験期間として通算できます。

ただし、契約先や派遣先の事業所ごとの勤務期間が、試験案内で定めた期間に満たない場合は、実働期間が継続していたとしても職務経験に含めることができません。

※必要な職務経験の期間等詳細については、必ず試験案内でご確認ください。

Q8-5. NPO 法人や青年海外協力隊等での活動期間は職務経験に該当しますか？

A8-5. 正規職員等として収入を得ていれば該当します。

週当たり 30 時間以上の勤務を一定期間継続しており、その報酬等として収入を得ていれば、職務経験に該当します。

なお、企業に在籍したまま派遣された場合は、在籍する企業における従事期間とみなします。

Q8-6. 建設会社でずっと事務の仕事をしてきましたが、試験区分「建築」の受験資格に該当しますか？

A8-6. 該当しません。

下表の試験区分については、対応する職務経験に限ります。

職務経験は、会社の業種ではなく、本人が従事していた業務で判断します。

試験区分	職務経験
土木	設計・施工管理又は保守・維持管理に関する職務経験 ただし、一定期間の設計・施工管理に関する職務経験が必要
建築	設計・施工管理又は保守・維持管理に関する職務経験 ただし、一定期間の設計・施工管理に関する職務経験が必要
機械	設計・施工管理又は保守・維持管理に関する職務経験
電気	設計・施工管理又は保守・維持管理に関する職務経験
保育Ⅰ・Ⅱ	保育所等における保育士としての職務経験 (保育所等の定義は、試験案内をご確認ください。)

※必要な職務経験の期間等詳細については、必ず試験案内でご確認ください。

Q8-7. 勤務していた会社が合併して別会社となり、雇用主が変わった場合は勤務を継続して就業した期間に該当しますか？

A8-7. 該当します。

ただし、合併前の会社を退職し、新たに合併後の会社に入社した場合（雇用契約が継続しない場合）は通算できません。また、それぞれの試験区分に応じた職務経験が必要です。

Q8-8. 派遣会社に登録して A 社に派遣され、派遣期間終了後に引き続き A 社に正規雇用された場合、勤務を継続して就業していた期間に該当しますか？

A8-8. 該当します。

派遣期間と正規雇用期間を連続する期間とみなします。ただし、それぞれの試験区分に応じた職務経験が必要です。

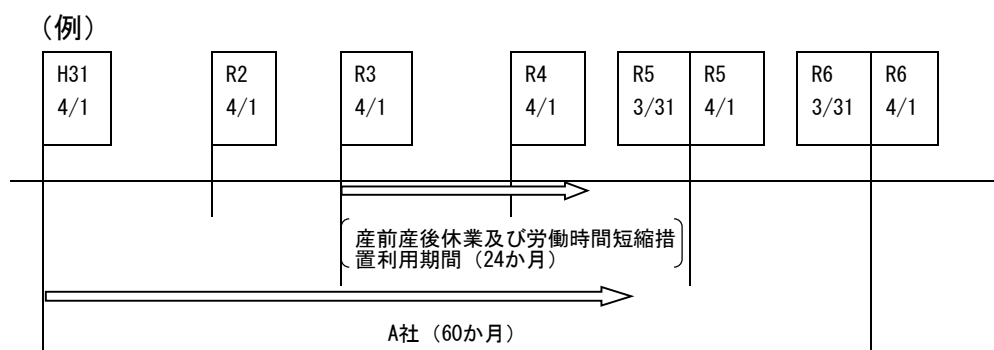
Q8-9. 育児等の休業を取得した後、復職した場合の休業期間は職務経験に通算できますか？

A8-9. 育児休業等により会社を休んでいた期間は通算できません。

育児休業や病気休職等により会社を休んでいた期間は職務経験期間に通算できません。ただし、勤務先が同一で、雇用契約が継続していれば、休業の前後の期間を通算することができます。

なお、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）等に基づく産前産後休業を取得していた期間及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」等に基づき事業主が講じる所定労働時間の短縮措置等を利用した期間は通算します。

必要な職務経験の期間等詳細については、必ず試験案内でご確認ください。



A 社：在籍期間60か月、職務経験60か月（5年） } 職務経験の合計が 60 か月（5 年）以上となり、受験資格を満たします。

Q8-10. 在職中に大学院に在籍していた期間は職務経験期間に該当しますか？

A8-10. 該当します。

同一の事業所に週当たり30時間以上の勤務をしていれば、昼間部・夜間部を問わず、大学院に在籍していた期間も職務経験に該当します。

Q8-11. 現在、役職者として勤務していますが、役職者として採用されることはありますか？

A8-11. 採用試験を受験した人は、原則、係員として採用されます。ただし、職務経験者採用選考は主任として、行政実務経験者採用選考は主任もしくは係長級(課長補佐)として採用されます。

採用試験を受験した人は、原則、係員として採用されます。ただし職務経験者採用選考は主任として、行政実務経験者採用選考は主任もしくは係長級(課長補佐)として採用されます。なお、名古屋市では、係長級(課長補佐級)へ昇任する際には原則、選考試験を受験していただく必要があります。職務経験者採用選考合格者は、採用後4年目にこの試験を受験することができます。

Q8-12. 採用の際、民間企業等での職務経験は評価されますか？

A8-12. 職務経験の期間等を考慮して、初任給が決定されます。

学校卒業後の経歴に応じて、初任給が決定されます。

なお、具体的な初任給の額については、試験合格後に提出していただく書類(学歴・職歴に関する資料)に基づき、職務経験の期間等を考慮して個別に決定されることになります。そのため、お電話等による事前のお問い合わせにはお答えしかねますが、採用時の年齢及び経歴に応じた初任給の例を試験案内に掲載していますので、参考にご覧ください。

Q8-13. 勤務先に受験することを知られたくないのですが、大丈夫ですか？

A8-13. 受験者の情報について人事委員会から勤務先へ照会することはありません。

受験者の情報を勤務先に照会したり、勤務先からの問い合わせに対して、申込の有無等について答えたりすることはありません。

Q8-14. 職務経験(週あたり 30 時間等の諸要件も含む。)の確認はどうやってされますか？

A8-14. 試験の合格後に、職歴証明書を提出していただきます。

職務経験者採用選考の合格者には、勤務先等が発行する職歴証明書や確定申告書(自営業の場合)等を提出していただくことにより、職務経験期間の確認を行います。

(市公式ウェブサイト上に掲載している「【参考】職歴証明書の様式例」参照)

Q8-15. 職務経験者採用選考に合格しましたが、勤務していた会社が倒産して、合格後に職歴証明書が提出できない場合、どうすればいいですか？

A8-15. 職歴証明書に代わり、職歴が証明できる書類を提出していただきます。

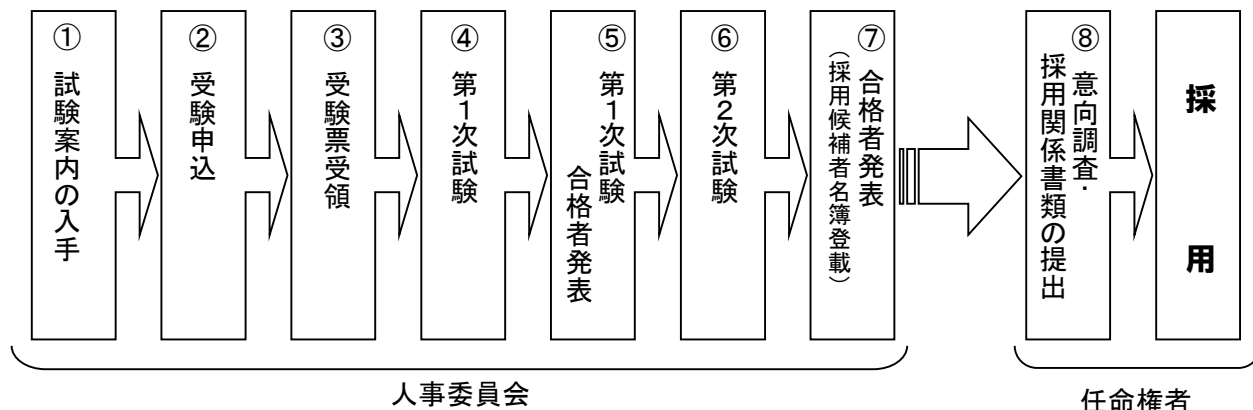
勤務していた会社が倒産してしまった等の理由で、職歴証明書が提出できない場合には、雇用保険被保険者証等、何らかの証明書類を提出していただきます。

※詳細は、合格通知に同封されている書類の提出先(各任命権者)にお問い合わせください。

9 申込手順、申込内容の訂正について

Q9-1. 採用試験の申込から採用までは、どのような流れになっていますか？

A9-1. 第1類、第2類及び免許資格職採用試験はおおよそ、次のような流れになっています。



①～⑦についての不明な点は、人事委員会事務局へお問い合わせください。

合格者は、試験区分ごとに、採用候補者名簿に登載されます。この名簿から、各任命権者（市長、消防局長、教育委員会等）が採用を決定します。

なお、試験区分によっては、合格後、採用に必要な免許等の資格を確認するための証明書等を提出していただきます。資格が確認できない場合は、採用されません。

Q9-2. 試験案内はどこで手に入りますか？

A9-2. （Q2-3をご覧ください。）

Q9-3. 受験の申し込みをしたいのですが。

A9-3. 申し込みはインターネットで行ってください。

名古屋市電子申請サービスから申し込みをしてください。電子申請サービスの利用方法については電子申請サービストップページをご覧ください。

また、申し込みには、パソコンやスマートフォン、プリンター等が必要です。利用環境・申込期間・申込方法・受験票発行方法につきましては、各試験案内に記載してお知らせしますので、必ず確認したうえで申し込みください。

Q9-4. インターネットの環境がないのですが。

A9-4. インターネットの環境がない方は、知人等のパソコンなどを使用してください。

申込手續については、ご自宅のパソコンでなくても構いません。知人等のパソコンなどを使用してください。

Q9-5. プリンターを持っていないのですが。

A9-4. プリンターを持っていない方は、知人等のプリンターやコンビニのマルチコピー機などで印刷してください。

受験票及び写真票兼承諾書の印刷については、ご自宅のプリンターでなくても構いません。知人等のプリンターやコンビニのマルチコピー機などで印刷してください。

Q9-6. 申し込む試験区分を間違ったため、取り消したいのですが。

A9-6. 申込期間内であれば、申込の取り下げが可能です。

申込期間内であれば、ご自身で電子申請サービスから申込の取り下げが可能です。取り下げた後、正しい内容で再度申込みしてください。取り下げが行われていなかった場合は、最初に申し込んだ内容で受理をいたしますので、必ず取り下げを行ってください。

なお、申込期間終了後の試験区分の変更は、一切できません。

Q9-7. すでに申し込んだあとですが、試験区分を変更してもらえますか？

A9-7. 申込期間内であれば、申込の取り下げが可能です。取り下げた後、再度申し込みしてください。

申込期間内であれば、ご自身で電子申請サービスから申込の取り下げが可能です。取り下げた後、再度申込をしてください。取り下げが行われていなかった場合は、最初に申し込んだ内容で受理をいたしますので、必ず取り下げを行ってください。

なお、申込期間終了後の試験区分の変更は、一切できません。

Q9-8. 申込期間終了後、申込内容の間違いに気がりましたが、どうすればよいですか？

A9-8. 人事委員会事務局任用課までご連絡ください。

内容により手続きが異なりますので、至急ご連絡いただきますようお願いいたします。

なお、試験区分については、申込期間終了後は変更できませんので、ご連絡は不要です（Q9－6及び Q9－7参照）。

10 電子申請サービスの利用について

Q10-1. 電子申請時に入力する電子メールアドレスは携帯電話のものでいいですか？

A10-1. 原則として、パソコンの電子メールアドレスを入力していただくようお願いします。

申込完了後、入力していただいた電子メールアドレス宛てに申込完了の電子メールが届きますが、携帯電話に受信できる字数の制限がある場合、この電子メールを受信することができないため、できる限りパソコンの電子メールアドレスを入力してください。

ただし、受信できる字数に制限がなく、かつ携帯電話に送られた電子メールに記載されたURL にパソコンからアクセスできる場合は、携帯電話の電子メールアドレスでも構いません。

Q10-2. 電子申請サービスからの電子メールが届きませんが、どうすればよいですか？

A10-2. 電子メールが届かない場合は、主に次のような理由が考えられます。

①	ネットワークが混雑している。
	→しばらくお待ちいただくか、お使いのインターネットプロバイダにネットワークの状況を確認してください。通常、電子メールは数時間以内にお手元に届きます。
②	申込の際に入力した電子メールアドレスが間違っていた。
	→再度、正しい電子メールアドレスで申込してください。
③	電子申請サービスからの電子メールが「迷惑メール」として処理されている。
	→お使いのプロバイダやセキュリティソフトによっては、電子申請サービスからの電子メールを「迷惑メール」として振り分けてしまうことがあります。迷惑メールのフォルダを開き、電子申請サービスからの電子メールが届いていないか確認してください。 ※必要のない迷惑メールを誤って開いてしまわないようご注意ください。
④	申込の際に、受信制限をしている携帯電話の電子メールアドレスを入力した。
	→電子メールの受信設定を変更してください。なお、受信できる文字数に制限がある場合は、別の電子メールアドレスで申込をやり直してください。

なお、電子メールが届かない場合や削除してしまった場合でも、名古屋市電子申請サービスのトップページからログイン後、「申請一覧」にアクセスすることで、申込内容の確認や受験票の印刷が可能です。

Q10-3. 電子申請サービスで申込が完了しましたが、このあとやることはありますか？

A10-3. 申込完了の電子メールが届いたら申込手続は完了です。

電子申請サービスをご利用の場合、申込が完了すると、それをお知らせする電子メールが届きますので、この電子メールが確認できれば申込手続は完了となります。

なお、後日、受験票をダウンロードするためのURLが記載された電子メールが届きますので、試験案内に記載された受験票発行予定日を予め確認のうえ、電子メールが届き次第、受験票及び写真票兼承諾書を印刷してください。

Q10-4. 申込後、申込内容の間違いに気がりましたが、どうすればよいですか？

A10-4. (Q9-8をご覧ください。)

Q10-5. 申し込む試験区分を間違ったため、取り消したいのですが。

A10-5. (Q9-6をご覧ください。)

Q10-6. すでに申し込んだあとですが、試験区分を変更してもらえますか？

A10-6. (Q9-7をご覧ください。)

Q10-7. 電子申請サービスでの申込が完了しているか確認したいのですが。

A10-7. 申込完了の電子メールが届いていれば申込手続は完了です。

電子申請サービスをご利用の場合、申込が完了すると、それをお知らせする電子メールが届きますので、この電子メールが確認できれば申込手続は完了となります。

なお、申込完了後であれば、ご自身で自分の申請内容を確認できます(Q10-8参照)。お電話等によるお問い合わせにはお答えしかねます。

Q10-8. 自分が申し込んだ内容を確認したいのですが。

A10-8. 申込完了後であれば、申請内容の確認をすることができます。

名古屋市電子申請サービスのトップページからログイン後、「申請一覧」ページにアクセス、または電子申請サービスからの申込完了時に届いた電子メールに記載された URL から、ご自身で申請内容を確認できます。

なお、お電話等によるお問い合わせにはお答えしかねます。

Q10-9. 受験票を印刷するときは、厚紙のほうがよいですか？

A10-9. 受験票の印刷はA4判の普通紙で行ってください。

受験票の印刷の際は、必ず指定されたサイズの白紙(感熱紙、光沢のある紙などの特殊紙を除く。)に黒色で印刷してください。

Q10-10. 電子申請サービスで申し込みましたが、受験票が届きません。

A10-10. 受験票発行予定日(各試験案内に記載)以降、電子メールを送付します。

受験票発行予定日以降、受験票(PDFファイル)をダウンロードするための URL が記載された電子メールを送付します。

Q10-2の方法でも受験票の確認ができない場合は、人事委員会事務局任用課までご連絡ください。

Q10-11. 電子申請時に使用したログイン方法やメールアドレス等を忘れてしまいました。

A10-11. 使用したログイン方法やメールアドレス等は、人事委員会事務局ではわかりません。

電子申請サービスで使用されたログイン方法等につきましては、当人事委員会事務局では一切わかりませんので、お問い合わせいただいてもお答えできません。

Q10-12. 電子メールは届きましたが、受験票(PDFファイル)を見ることができません。

A10-12. 受験票(PDFファイル)を見るためにはソフト(Adobe Reader 等)が必要です。

Adobe Reader は以下のページから無料でダウンロードすることができます。

<https://get.adobe.com/jp/reader/>

Q10-13. 受験票を印刷するためのプリンターがありません。

A10-13. (Q9-5をご覧ください。)

11 試験当日について

Q11-1. 試験当日はどのような服装で行けばよいですか？

A11-1. 服装は自由です。

服装については、特に指定していませんので、過ごしやすい服装で受験してください。なお、試験会場によっては、空調設備がない場合等も考えられますので、試験当日の気温に合わせて温度調節ができる服装で受験してください。

Q11-2. 試験に出席できなくなった場合、欠席の連絡は必要ですか？

A11-2. 第2次試験を欠席される場合は、電話等による事前連絡をお願いします。

第2次試験を欠席される場合は、できる限り早い段階でご連絡ください。
なお、第1次試験を欠席される場合は、事前連絡は不要です。当日の集合時刻に不在の方は、その試験を欠席したものとみなします。

Q11-3. 第1次試験が終わる時間はどれくらいですか？

A11-3. 受験する試験区分によって異なります。

受験する試験区分によって試験科目が異なるため、試験案内にある試験科目ごとの所要時間を参考にしてください。お電話等によるお問合せにはお答えしかねます。

Q11-4. 個別面接等、試験の日程は変更できますか？

A11-4. (Q2-8をご覧ください。)

Q11-5. 第2次試験の日時を事前に知りたいのですが。

A11-5. (Q2-9をご覧ください。)

Q11-6. 第2次試験が終わる時間はどれくらいですか？

A11-6. 試験当日までわかりません。

試験時間は試験当日に説明しますが、当日の進行状況等で終了時間は変動することがあります。お電話等によるお問合せにはお答えしかねます。

Q11-7. 特定の地域又は部署への配属を希望した場合、希望した内容によって合否に影響がありますか。

A11-7. 一切ありません。

配属先は、本人の希望、適性、通勤可能範囲等を考慮のうえ決定されます。本人が希望を申告する機会がありますが、必ずしも希望通りになるとは限りません。

Q11-8. 試験会場へは自家用車で行ってもよいですか？

A11-8. 公共交通機関でお越しください。

試験会場及びその近隣の方への影響、さらに地球環境への配慮のため、送迎のための駐停車も含め自家用車等での来場は禁止しています。また、試験終了までの間に、周辺の路上等に駐停車して待機することは絶対に避けてください。市の職員を志す受験者として、節度ある行動をお願いいたします。

身体に障害がある場合で、自家用車等での来場の際は各自で駐車場を用意してください。

Q11-9. 障害がありますが、配慮はしてもらえますか？

A11-9. (Q6-2をご覧ください。)

Q11-10. 試験会場に補装具(補聴器等)の持込はできますか？

A11-10. (Q6-3をご覧ください。)

12 結果発表、試験成績の閲覧について

Q12-1. 電話又は郵便等で試験の結果を教えてくださいか？

A12-1. 電話等による試験結果のお問い合わせにはお答えできません。

可否を問わず、電話等による試験結果のお問合せにお答えすることはありません。採用試験の結果は本人の申請に基づく住所へ送付します。なお、対象者にしか通知しないものもありますので、試験案内をご確認ください。

また、合格者(対象者)受験番号を人事委員会事務局の前に掲示するほか、市公式ウェブサイトにも掲載します。なお、不合格者に限り、簡易な手続による試験成績の閲覧ができます。

※通知については Q12-4 を、掲示については Q12-2 を、試験成績の閲覧については Q12-3 をご参照ください。

Q12-2. 合格者(対象者)番号は掲示されますか？

A12-2. 人事委員会事務局前に掲示します。

合格者(対象者)の受験番号を、発表日を含めて 7 日間、人事委員会事務局前の掲示板に掲示します。あわせて市公式ウェブサイトで公開しますので、開庁時間に掲示を見に来られない方もご確認いただけます。

第2次試験の日程等は、第1次試験合格者に対し個別に文書で通知しますので、詳細は必ず通知を確認してください。

※来庁の際は公共交通機関をご利用ください(自家用車での来庁はご遠慮ください。)

Q12-3. 試験の点数と順位を教えてください。

A12-3. 不合格者は、簡易な手続による試験成績の閲覧ができます。

不合格者に限り、簡易な手続による試験成績の閲覧ができます。閲覧の方法や内容等は、必ず各試験の試験案内で確認してください。簡易な手続による閲覧の期間は、各試験の結果を発表した当日からその翌月同日まで(ただし、最終日が閉庁日の場合は、次の開庁日まで)です。

【例】X 月 Y 日に合格発表した場合、閲覧期間は翌月 Y 日までです。

ただし、翌月 Y 日が土曜日の場合は、翌月(Y+2)日の月曜日まで、翌月 Y 日が日曜日の場合は、翌月(Y+1)日の月曜日までです。

※来庁の際は公共交通機関をご利用ください(自家用車での来庁はご遠慮ください。)

Q12-4. 自宅に通知が届かないのですが。

A12-4. 第1次試験の結果は第1次試験合格者のみに通知しています。

第1次試験合格者通知は合格者のみに文書で通知します。第2次試験以降の合格者（対象者）への結果通知については、各試験の試験案内で確認してください。

なお、障害者を対象とした採用選考においては、筆記・面接試験の不合格者のうち、希望者に対しても結果を通知します。

ご自身の結果を掲示（インターネット掲載分を含む）で確認されている方については、郵便事情等を考慮した相当期間を経ても通知が届かない場合は、人事委員会事務局任用課までお問い合わせください。

Q12-5. 引越する予定がありますが、転居先に結果通知を送付してもらえますか？

A12-5. 送付先の住所を変更する場合は必ず連絡してください。

採用試験の結果は本人の申請に基づく住所へ送付します。転居することがわかっている場合は、人事委員会事務局任用課まで、必ず事前に連絡してください。あわせて転居・転送サービスの利用をお勧めします。

なお、結果発表の直前は、連絡をいただいても対応できない場合がありますのでご注意ください。

13 合格者について(採用、辞退など)

Q13-1. 合格した後、採用まではどのような流れになっていますか？

A13-1. (Q9-1をご覧ください。)

Q13-2. 職務経験者採用選考に合格しましたが、勤務していた会社が倒産して、合格後に職歴証明書が提出できない場合、どうすればいいですか？

A13-2. (Q8-15をご覧ください。)

Q13-3. 合格者は全員採用されますか？

A13-3. 「合格＝採用」ではありませんが、近年は辞退した場合などを除いて全員採用されています。

ただし、職種によって必要とされる免許等の資格を採用時に取得できない場合などには、採用されないことがあります。

Q13-4. 合格後の手続きについて聞きたいのですが。

A13-4. 各任命権者にお問い合わせください。

合格者は、試験区分ごとに採用候補者名簿に登載されます。この名簿から、各任命権者(市長、消防局長、教育委員会等)が採用を決定します。そのため、合格者の合格後のことについては、合格通知に同封されている書類の提出先(各任命権者)にお問い合わせください。

Q13-5. 合格しましたが、辞退したいです。

A13-5. 合格通知に同封されている書類により、辞退の意思を示してください。

合格通知に同封されている書類により、就職の意思の有無等を確認しています。なお、必要書類の提出先は、人事委員会ではなく、各任命権者(市長、消防局長、教育委員会等)となっております。

Q13-6. 受験申込時に選択した採用希望年度を変更したいです。

A13-6. 受験申込から最終合格発表までの手続きは人事委員会事務局へ、最終合格発表後の手続きについては各任命権者へお問い合わせください。

原則、採用候補者名簿の有効期間は1年となります。ただし、第1類採用試験(22歳から25歳)及び第2類採用試験の土木、建築、機械、電気区分については採用候補者名簿の有効期間を3年を超えない範囲で延長することができます。申込から最終合格発表までの間は人事委員会事務局へお問い合わせください。最終合格発表後の変更については任命権者へお問い合わせください。

14 採用後について(配属先、勤務地など)

Q14-1. 第1類採用試験の「行政」「情報」「社会福祉」「心理」といった事務における試験区分の違いで、配属先等に差はありますか?

A14-1. (Q7-10をご覧ください。)

Q14-2. どのような場所に配属されるのですか?

A14-2. 職種により異なります。名古屋市職員採用ナビの「職員の仕事」をご覧ください。

事務で採用された場合の勤務地は、本庁各局や公所・区役所など、名古屋市のあらゆる機関です。

技術で採用された場合の勤務地は、本庁各局や公所となり、配属先はそれぞれの専門によって異なります。

名古屋市職員採用ナビには、本市の取り組んでいる様々な業務について掲載していますのでぜひご覧ください。

Q14-3. 配属先について、希望は聞いてもらえますか?

A14-3. 希望を考慮しますが、必ずしも希望どおりになるとは限りません。

配属先は、本人の希望、適性、通勤可能範囲等を考慮のうえ決定されます。本人が希望を申告する機会がありますが、必ずしも希望どおりになるとは限りません。

Q14-4. 配属先は、いつわかりますか?

A14-4. 辞令交付の日(通常4月1日)までわかりません。

在職する職員の異動(4月1日付け)とあわせて決定されますので、年度当初にある辞令交付式までお待ちいただきます。事前のお問い合わせには、一切お答えすることができません。

Q14-5. 勤務地が市外になることはありますか？

A14-5. 市外になる可能性もあります。

原則として勤務地は市内ですが、市外にある本市の施設等に配属される場合もあります。

Q14-6. 職員寮はありますか？

A14-6. 市内に独身職員寮を設置しています。

遠隔地から名古屋市に就職する独身職員のために、市内に職員寮を設置しています。自宅通勤可能と判断される場合や定員を超えた場合などには、入寮できないこともあります。

Q14-7. 仕事をしながら夜間の学校に通えますか？

A14-7. 職務に支障のない範囲であれば、就業時間外に夜間の学校に通うことは禁止されておりません。

採用後は職務が最優先になりますので、地方公務員法第35条に「職務に専念する義務」が定められていることを確認のうえ、各自でご判断ください。

Q14-8. 育児や介護を行いながら仕事を続けることができますか？

A14-8. 育児や介護等のために特別な休みを取得することができます。

3歳未満の子を持つ方は養育のため特別な休み等を取得することができます。
また、配偶者・父母・子などを介護するため特別な休みを取得することができます。
その他、病気の子の看護のための休み等、様々な支援があります。

Q14-9. 民間企業等へ派遣されることもありますか？

A14-9. 原則として、民間企業等へ派遣されることはありません。

職員研修の一環として、希望する職員の中から年に数名程度、民間企業等へ職員を派遣する研修制度を設けております。

Q14-10. 職務経験があるが、初任給はどうなるのか？

A14-10. 職務経験の期間等を考慮して、初任給が決定されます。

学校卒業後の経歴に応じて、初任給が決定されます。

なお、具体的な初任給の額については、試験合格後に提出していただく書類(学歴・職歴に関する資料)に基づき、職務経験の期間等を考慮して個別に決定されることになります。そのため、お電話等による事前のお問い合わせにはお答えしかねますが、初任給の例を試験案内に掲載していますので、参考にご覧ください。